

# くらしの情報ガイド

## お知らせ

芦屋市少年消防クラブ員募集  
消防施設の見学、消防・救急半日体験、みこしパレード参加(秋まつり)等  
市内在住の小学2～5年生の男女、先着10人  
消防本部予防課(☎38-2098)

## カラス等野生鳥獣に関するお願い

カラスは、3～5月頃繁殖活動に入ります。この時期カラスが「カッカッ」と激しく鳴くのは、威嚇行動です。時には直接頭を狙って攻撃することがあります。どうしても通らなくてはならない場合は、帽子をかぶったり、傘をさせば被害は少なくなります。また、ハトなどに餌を与えると、カラスもそれを食べ、カラスの個体を増やす原因にもなります。【野生鳥獣等にエサを与えないで！】  
イノシシが、夜間・早朝にごみやノラネコ等に与えるエサを狙って頻繁に街の中に出没し、人を追いかけたり、庭や花壇等を掘り返しています。ひどい場合は、門扉やフェンスを壊したりします。ごみは正しく出し、イノシシ、ハトなど野生鳥獣にはエサを与えないようお願いします。 園経済課(☎38-2033)

## 猫の引き取り日について

市では、やむを得ず飼えなくなった猫の引き取りを行っています。飼主として動物の繁殖に責任が果たせない場合は、去勢・避妊などの措置をとってください。 県動物愛護センター(☎06-6432-4599)に直接持ち込むこともできます。  
4月19日(水)9時30分～10時 市役所南館玄関横 野生後91日以上の猫は、1匹1,700円/生後90日以下の猫は、10匹まで1,700円/飼い主のいない捨て猫・無料 園生活環境部総務課(☎38-2050)

## 緑の募金にご協力を

みどりの日(4月29日)の街頭募金をはじめ、地域・職場・学校募金にご協力をお願いします。昨年度は、市民の皆さんから688,405円の「緑の募金」をいただき、募金の半額は市に還付され、学校の緑化や花の種子の購入に役立てました。 園公園緑地課(☎38-2065)

## フリーマーケット出店者募集

日時 5月14日(日)午前10時～午後3時<雨天・6月4日> 会場 JR芦屋駅北側ベデストリアンデッキ 出店料 1,000円 出店数 28店  
申し込み 4月20日(木)<消印有効>までに、はがき(1店1枚)に、名称・住所・氏名・電話(ファクス)番号・品物名を明記し、商工会(☎23-2071 ☎659-0065 公光町4-28)へ。 飲食物の販売不可。出店者は市内在住者に限ります。 抽選会 5月1日(月)午後2時から、商工会館で 選別・欠席は、失格。  
問い合わせ 環境処理センター ☎32-5391

## お気軽にご利用ください

ラポルテ市民サービスコーナー  
窓口ご利用時間  
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時  
土・日・祝日 午前10時～午後5時  
休業日 4月20日(木)・5月11日(木)・18(木)  
交付内容 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明、市県民税課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書等  
【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降、戸籍謄抄本・税務証明等は受付のみで、後日発行。各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。  
問い合わせ ラポルテ市民サービスコーナー 緯31-3130

## 芦屋市市民参画・協働推進の指針ができました！

みんなが参画 みんなで協働 新しい芦屋のまちづくり  
市は、「市民と行政が一体となって、参画・協働によるまちづくり、仕組みづくりを進めていくこと(『第3次芦屋市総合計画』)」を基本理念とし、市政を進めてきました。今後、さらに参画と協働による市政と地域づくりを推進するため、市民と行政がそれぞれ「まちづくり」で果たす役割やその方向性を明らかにした「参画と協働のルール」が必要です。そこで作成したのが「芦屋市市民参画・協働推進の指針(素案)」です。今回、その「素案」について市民の皆さんの意見をお聞きし、新たに「芦屋市市民参画・協働推進の指針」の内容をまとめました。指針の全文は、市役所1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー・地区集会所・図書館で19日から配布します。また、市ホームページでもご覧いただけます。

### 芦屋市市民参画・協働推進の指針【概要】

- 市民参画・協働の課題 担い手づくり、情報の共有や円滑な入手、拠点となる場、市民活動支援機能、参画・協働を支える仕組みづくりの必要性をうたっています。
- 基本方針 参画と協働を推進する上での、次の原則を定めています。  
自立の原則 対等の原則 相互理解・協力の原則 情報の公開・共有の原則 評価と説明の原則
- 推進の方向性 参画と協働を推進するうえでの方向性を定めています。参画・協働への意識と意欲を高める 多様な市民参画の手法を整備する 市民活動を高めるための環境を整備する 市民参画・協働に関わる仕組みを整備する
- 資料 推進に向けての取り組み(具体的な取り組み)  
「(仮称)市民参画推進条例」を制定する 行政情報の一元化を図る 説明責任を果たし、また市民の声を積極的に求める(「パブリックコメント」制度) 市民参画・協働を推進する拠点を設置(「仮称」市民参画センター) モデル事業を実施(具体的な地域の課題の解決をめざす) 推進体制を確立(「市民参画・協働推進本部」/市民参画・協働推進委員会(仮称)設置)

また、昨年12月15日から1月15日まで芦屋市市民参画・協働推進の指針(素案)を公開し、市民の皆さんからいただいたご意見等は30件(94項目)でした。概要は次のとおりです。【ご意見等】

- 基本方針 団体・企業等の専門技術を行政が取り込み、地域課題の解決に貢献できるように、「市民」の定義は在住する個人に限定を/市民主権の尊重を/市民の自己責任を強調し過ぎると行政の責任軽減とならないか、また市民の権利保障が損なわれないか
- 推進に向けて 合意形成の進め方や調整役のあり方が気になる/行政が担うべき中枢事項の明記を/第三者による適切な政策評価手法の確立を/地域リーダー・コーディネーターの育成を/モデル事業では責任の所在を明らかに/行政と市民団体との定期的な円卓会議の設置を
- 素案全体 よくできた指針だが、絵に描いた餅に終わらないようにスケジュールや具体的な推進計画を明確に/参画と協働によって理想的な地域社会の実現を/参画や協働の意味・目的や必要性がわかりにくい/市民に義務や負担を求める協働であってはならない/総合計画などの行政計画と連動するように

【市民意見についての市の考え方】  
市は、市外に住む人等にも「まちづくり」に参加を促すことで、よりよい「まち」を形成していくと考えています。また、市民を広くとらえることで、地縁団体を基盤としつつもNPOの個別専門性と連携がより容易となるというメリットがあるとする検討会議の意見を反映し、「市民」については住む・働く・学ぶなど市内で活動する個人、社会・地域の問題解決を目的とする市民活動団体(自治会・NPO等)、事業者・企業・大学等としました。また、参画と協働の取り組みが画餅に終わらないよう強く求められていますので、今回の「指針」が推進に向けての今後の具体的な取り組みを明らかにしました。

市民意見について 市民参画・協働推進の指針検討会議議長 今川 晃  
「新しい『公』」「まちづくり」「協働」「市民」など、新しい時代を迎える言葉の意味に関する質問が多く寄せられたことは、市民の自治意識の高さを示すものと思います。これらの定義は、市民の皆さんが「これからの芦屋を創造」し、議論を積み重ねていく中で、より良い方向に発展させていくものです。市民参画・協働の指針や条例も、絶えず改善していくところに意義があるでしょう。

## 第1回 あしやオープンガーデン

市民の皆さんや芦屋を訪れてくる人、市内の花壇、花いっぱい家庭の庭を見てもらうため、第1回あしやオープンガーデンを開催します。  
住民緑化団体で管理されている花壇34カ所、個人の庭が4カ所あります。散歩がてらに、ぜひご覧ください。見学の案内を掲載したパンフレットをご希望のかたは市役所1階ロビー、公園緑地課、ラポルテ市民サービスコーナー、総合公園緑の相談所コーナーで配布。  
日程 4月29日(土・祝)・30日(日) 午前10時～午後4時  
問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

## 学校教育の重点課題について 問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

### 自然や地域に学び、豊かな感性と創造力をはぐくむ

保護者・地域から信頼される開かれた学校園づくりに努める  
学校評議員制度の活用と、学校評価の定着を図り、「説明責任」「結果責任」を果たし、保護者や地域に信頼される学校園づくりが求められる。

学校園では、教育目標や教育計画の実現に向け、創意工夫をこらした教育活動に取り組み、学校の教育力をより一層推進することが重要である。さらに、その取り組みを積極的に公開し、保護者や地域住民の学校運営への参画と協働を推進し、幼児児童生徒が、よく学びよく遊び、心身ともに健やかな「人間力」を豊かに育てることをめざしていくことが望まれる。

家庭・地域社会との連携のもと、安全・安心な学校園づくりに努める  
学校園がすべての幼児児童生徒にとって、安心して生活できる場となるように、不審者の侵入への対応や通学路の安全確保など、危機管理意識の高揚を図るとともに家庭や地域社会との連携をより強固なものにすることが重要である。さらに、幼児児童生徒が「自分の命は自分で守る」という姿勢を身に付ける危機回避能力の育成が求められる。

基礎・基本の確実な定着と個性や能力を伸ばす教育を進める  
各教科の基礎・基本の確実な定着を図り、「生きる力」の基本となる確かな学力を習得させる必要がある。そのためには、学習状況調査等の結果を踏まえ、児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の習得状況を把握し、少人数指導等の新学習システムの活用や多様な学習方法の工夫改善を図り、児童生徒の学ぶ意欲を高め、思考力、判断力、表現力を培うことが重要である。また、チューター(学習指導員)や、保護者・大学生の教育ボランティアなどの人材も活用し、個別学習等、きめ細かな指導の工夫をするとともに、家庭学習について保護者の協力を得る取り組みも必要である。さらに、高校改革も視野に入れ、学習指導や進路指導のより一層の充実を図ることが重要である。

そして、児童生徒の学習状況等について、目標に到達しているか客観的に評価し、児童生徒・保護者に的確に伝えるとともに、指導の改善に反映させる。

学校・家庭・地域社会が一体となって心の教育の充実を図る  
社会性や規範意識等の低下が問題化される今日、自らを律しつつ、他人と協調し思いやる心や、感動する心の育成が重要である。道徳教育の充実を図り、幼児児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、それぞれの役割を明確にしながら、基本的な生活習慣や社会生活上のルールなどを身に付け、実践する態度を培うことが大切である。不登校やいじめ・問題行動に対しては、保護者の協力を得て、幼児・児童・生徒の内面理解に基づいた厳しさや優しさを備えた忍耐強い指導が求められる。そして、体験的学習・奉仕的活動・読書活動等を通して豊かな感性を培い、命と人権を大切に育てる心身の育成を図る。また、指導者の人権意識の高揚、生徒指導や教育相談体制の充実を図るとともに、地域ぐるみで幼児児童生徒を育てる意識を高める。

厳しさに耐える心と体を育てる教育を進める  
生活環境や生活習慣の変化に伴い、児童生徒の体力・運動能力は長期的に低下傾向にあり、「生きる力」を身につける上でも悪影響を及ぼしている。そのため、体育の授業を充実させ、運動能力を高め、一人ひとりに応じた体力づくりを推進するとともに、忍耐力や克己心を培う必要がある。また、生涯にわたってスポーツに親しみ、芸術を愛好する心を育てるために、積極的にスポーツ活動や文化活動に参加する態度を育て、体力や気力の向上を図ることが大切である。

体力や気力を支えるには、栄養バランスのとれた食生活が不可欠であり、食環境のあり方が重要である。健康で安全な生活を送る基礎を培うため、家庭や学校医等との連携を密にしながら、食に関する指導の充実が求められる。また、保健室やスクールカウンセラーの機能を十分に生かしながら、児童生徒が自ら心身の健康の保持増進を図る健康教育の充実にも努める。

教師自らの研究と修養に努め、指導力の向上を図る  
教職員は、教職に携わる者としての使命感や倫理観を高め、専門的な知識・技能や実践的な指導力とともに豊かな人間性の涵養に努め、保護者や地域の声にも耳を傾けるなど揺るぎない信頼を確立することが重要である。価値観が多様化・複雑化している今日、教職員一人ひとりが教育の現状や課題を十分に理解し、研修を充実させ、自らの資質・能力を高める必要がある。さらに、情報通信ネットワーク等の活用にも努め、指導方法の工夫改善を図り、個性や能力の伸長、学力の向上をめざした指導力を身につける必要がある。

## 図書館本館 祝日開館

問い合わせ 図書館 ☎31-2301  
内容【図書館本館】4月から元旦を除く祝日を開館 開館日時 火～金曜日：午前9時30分～午後6時/土・日・祝日：午前9時30分～午後5時 休館日 月曜日・毎月第1火曜日(休館日と祝日が重なった場合、その日は開館し、翌平日を振替休館とします)  
内容【大原分室】6月から、試行的に午後8時まで開室時間を延長します 開室日時 水～金曜日：午前10時30分～午後8時/土曜日：午前10時30分～午後5時 休業日 日・月・火曜日と祝日

## 「芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例」の制定 「芦屋市住みよいまちづくり条例」の一部改正

芦屋らしい環境・景観形成のための共同住宅等の規制・誘導を行うために、新たに「芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例」の制定と、「芦屋市住みよいまちづくり条例」の一部改正について市議会に諮り議決されましたので、7月1日から施行します。なお、まちづくり条例の一部改正に合わせて同施行規則および技術基準についても一部改正を行いました。

斜面地条例による規制事項 建築基準法第52条第5項に基づく地盤面の設定 建築基準法第50条に基づく構造の制限  
まちづくり条例等の主な改正事項 窓先空地の設置と避難通路の確保 敷地内の緑化基準の強化と緑地の位置による評価 集合住宅の敷地規模 単身者共同住宅の最低専有床面積 開発区域(特定宅地開発または特定建築物の建築敷地)が接する道路の幅員。  
詳細については、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 建築指導課(斜面地建築物の制限に関すること) ☎38-2114 開発指導課(まちづくり条例等に関すること) ☎38-2071

## 「芦屋の教育」指導の方針

新しい時代とともに変わるものと変えてはならないものとの調和をめざして

教育長 藤原 周三  
1(あ)こくり

昨年秋に、中央教育審議会において「新しい時代の義務教育を創造する」とした答申が出されました。その中で、学校の教育力・学校力を強化し、教師の力量・教師力、学校力を強化し、それを通じて子どもたちの「人間力」を豊かに育てることが目標としてあげられ、義務教育の役割を認識した、新たな教育が求められています。

兵庫県においては、県民の参画と協働を基盤として、「県民すべてが兵庫の教育」をめざして、

新しい時代にふさわしい兵庫の教育に向けた取り組みを、積極的に進めています。本市では、生涯学習につながる学校の充実と、社会教育における「芦屋市生涯学習推進基本構想」に基づいた取り組みを推進します。

学校教育においては、教職員の実践的指導力と豊かな人間性に基づいた揺るぎない信頼の確立を図り、習得教育のバランスある教育をめざします。その上で、学習状況等調査の結果を踏まえ、少人数指導等の新学習システムの活用や多様な学習方法の工夫改善を図ります。また、学校で、児童生徒が危機回避能力を身につける取り組みを、ともに登下校時の安全確保には保護者や地域社会の協力を得ながらその対策に取り組ま

社会教育においては、少子・高齢化、国際化、情報化等の社会情勢に対応した講座、教室、イベント等の事業を展開してまいります。公民館では、市民参画を実施してまいります。また、その他の社会教育施設でも、市民へのさまざまな学習機会の提供に力を注いでまいります。

図書館本館では、本年四月から、利便性向上のため、試行的に元旦を除く祝日を開館し、また市民の夜間利用ニーズに応じるため、大原分室では、六月から開館時間を延長してまいります。また、社会教育施設の管理運営におきましては、民間活力の導入については、検討を進めた結果、谷崎潤一郎記念館および体育館、青少年センター等について、指定管理者制度により運営してまいります。

## 社会教育の重点課題について 問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

社会教育の新たな展開をめざして  
近年、高齢化問題・少子化問題・情報化問題等の課題に関する学習への関心が高まっています。また地方自治法の改正により、社会教育施設の管理運営については、民間活力の導入を図り、事業についても、民間と連携することを積極的に推進する必要があります。社会教育は新たな展開をめざす時期を迎えています。

高齢化社会への対応  
急速に進展する高齢化に対応し、活力ある豊かな高齢者社会へ円滑な移行を図るため、高齢者の学習機会の整備と社会的活動への参加の促進を図ります。

家庭教育への支援  
家庭教育は、すべての教育の原点です。社会教育では、家庭教育に関するさまざまな学習機会の提供や普及啓発の推進を図り、家庭教育を支援します。

情報化への対応  
光ファイバーや衛星通信などを利用した情報通信基盤の整備が急速に進んでいる中、インターネットによる学習情報提供やシステムを活用した事業の展開を進めます。

学校週5日制への対応  
子どもの生活の場である地域社会・家庭・学校それぞれが役割を明確にし、相互連携を図り、生活体験・自然体験活動などのプログラムを進めていきます。

生涯スポーツの推進  
市民一人ひとりが、それぞれの年齢や生活スタイル・目的に応じて、いつでも、どこでも、気軽に生涯にわたりスポーツを楽しむことができる地域社会の実現をめざします。

## 税のQ & A

Q 平成十四年四月に住宅を新築しましたが、平成十八年度分からは固定資産税が高くなるというのですが。  
A 新築住宅については、一定の要件に当たるときは、固定資産税が課税されることとなった年度から三年分三階建て以上の中高層耐火住宅等については五年分はその家屋に係る固定資産税額の二〇平方メートルまでの分が二分の一に軽減されます。また、新たな場合も前年度分まで減額が適用されたにもかかわらず、三年度分の減額適用期間が終了したため、平成十八年度分から本来の税額に戻ったものです。

ただし、新築住宅の減額制度は固定資産税のみ適用され、都市計画税にはありません。なお、平成十八年度分の納税通知書は五月初旬に発送する予定です。詳しくは、左記へお問い合わせください。問い合わせ 課税課固定資産税担当 緯382017